

短期入所施設大洲育成園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大洲育成園が開設する短期入所施設大洲育成園（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が支給決定を受けた障がい者又は障がい児（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な支援及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町、他の障がい福祉サービス事業者、その他の保護医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所施設 大洲育成園（障がい者支援施設大洲育成園の併設）
- (2) 所在地 愛媛県大洲市市木1215番地

(事業所の類型)

第4条 事業所は、厚生労働省令に規定する併設事業所として事業を行う。

(主たる対象者)

第5条 事業所は、主たる対象者を知的障がい者及び障がい児とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容	
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	
サービス管理責任者		2			利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従事者に対する技術指導又は助言等を行う。	
生活支援員		2	1		6	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行い、それに伴う記録をする。
看護師		1				利用者の日常生活上の健康管理等看護業務を行い、それに伴う記録をする。
管理栄養士		1				利用者の栄養管理・食事の献立に関することを行い、日次・月次等の記録を行う。
栄養士		1				利用者の栄養管理・食事の献立に関することを行い、日次・月次等の記録を行う。
調理員		4			2	調理業務に関することを行う。
事務員		4				施設運営に関する事務に当たる。

(利用定員)

第7条 利用定員は、1日当たり7名とする。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障がい者又は障がい児

の保護者（以下、「支給決定障がい者等」という。）から市町が定める負担上限月額範囲内において、利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食事、光熱水費、日用品費その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。この場合の利用料金については、別表に定める。
- 4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障がい者等に対し、交付しなければならない。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

（通常の送迎の実施区域）

第10条 通常の送迎実施区域は、大洲市、内子町の区域とする。

- 2 事業所の人員配置の都合及び天災等の事由により実施しない場合がある。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした誘導、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

（緊急時及び事故発生時等における対応）

第12条 事業所の従事者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 かかりつけ医への連絡等が困難な場合は、協力医療機関やその他の医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。
- 3 指定短期入所の提供中により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る県・市町・当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定短期入所の提供中に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、消防計画及び風水害、地震、原子力災害などの非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関及び法人間連携協定に係る担当者への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画に基づいて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所に關し、障害者総合支援法の定めるところにより、市町が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に關して市町が行う調査に協力するとともに、市町から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止責任者を選定し、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従事者の資質向上のため研修（前条に規定する障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後12ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従事者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従事者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に關する次に掲げる記録を整理し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 具体的なサービスの内容等の記録

(2) 市町への通知に係る記録

(3) 身体拘束等に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

6 この規程に定める事項のほか、運営に關する重要事項は、社会福祉法人大洲育成園と事

業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別表

利用料金

内 容	金 額
食事に要する費用	
朝食1食分	375円(食材料費195円)
昼食1食分	600円(食材料費350円)
夕食1食分	600円(食材料費350円)
光熱水費 1日当たり	370円
生活日用品	実 費
送迎費用(通常事業の送迎以外)	実 費
教養娯楽費	実 費

- 附則 この規程は、平成18年 4月 1日から適用する。
- 附則 この規程は、平成18年10月 1日改正する。
- 附則 この規程は、平成21年12月17日改正する。
- 附則 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年 8月 1日改正する。
- 附則 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和1年12月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和2年 5月 1日から適用する。
- 附則 この規程は、令和2年 9月 1日から適用する。
- 附則 この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和3年10月21日から施行し、令和3年10月 1日から適用する。